

学生支援緊急給付金制度(いわゆる 10 万円、20 万円給付制度)について

本給付金については、現在申請の受付を行っていますが、要件をどう解釈したらよいかのかわかりにくい、要件に該当するかどうか判断できないという問い合わせを多くいただいています。このため、Q&Aや制度の趣旨に基づき、概ね下記のように解釈できるものであることを例示しますので、申請にあたっての目安にしてください。なお、それでも迷うような場合であっても、コロナ感染症に伴う事情により経済的に苦しくなった学生を支援することが本給付金の趣旨ですから、申請を諦めるのではなく学生課に相談してください。

【本制度への申請要件(基準)】

以下の 1～6を満たす者(留学生等については、1～5及び7を満たす者)

要件	要件内容
要件1	・家庭から多額の仕送りを受けていない
要件2	・自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない
要件3	・生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
要件4	・家庭(両親)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
要件5	・コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む。)が大幅に減少(前月比 50%以上)している
要件6	・既存制度について以下のいずれかを満たす 1) 高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」)の第Ⅰ区分の受給者 2) 新制度の第Ⅱ又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能な者にあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者 3) 新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
要件7	・留学生等(日本語学校の生徒を含む)については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が、2.30 以上であること 2) 1か月の出席率が8割以上であること 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること(入学金・授業料等は含まない。) 4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

1. 各要件の中でわかりにくい、判断しにくいと問い合わせが多かった点についての解釈

要件2 自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない

- 自宅生で家庭から多少の支援を受けている場合であっても、コロナ感染症に伴う事情により経済的に苦しんでいる学生は申請の対象となります。

要件3 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い

- 例えば、生活費・学費の多くを奨学金などによってまかなっているため、全体の中でのアルバイト収入が占

める割合が必ずしも高くないような場合でも、アルバイト収入の減少によって生活費・学費をまかなうことが経済的に苦しんでいる学生は申請の対象となります。

要件5 アルバイト収入が大幅に減少(前月比で50%以上)している

- アルバイト収入が50%以上減少している場合でなくても、アルバイト収入の減少によって生活費・学費をまかなうことが経済的に苦しんでいる学生は申請の対象となります。
- アルバイト収入をあてにして入学したが、まだアルバイトの実績がないような新入生であっても、経済的に苦しんでいる学生は申請の対象となります。その旨を様式1の申し送り事項に記載してください。

要件6- 2),3),4) 第一種奨学金を限度額まで利用を予定している者

- 現時点において確実に利用を予定している者に限らず、利用を検討している者であってもコロナ感染症に伴う事情により経済的に苦しんでいる学生は申請の対象となります。

要件6- 5) 民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

- 例えば、学生支援機構の第二種奨学金を既に利用している者、利用を予定する者であって、コロナ感染症に伴う事情により経済的に苦しんでいる学生は申請の対象となります。また、奨学金の利用が認められなかった場合であっても、本給付金の返還が求められることはありません。

要件7(留学生)- 1) 前年度の成績評価係数が2.3以上であること

- 1年生の場合は、本学に入学したことをもって学業成績が優秀であると見なせるので、コロナ感染症に伴う事情により経済的に苦しんでいる学生は申請の対象となります。

2. 様式2のチェック欄について

これまでの申請を見ると、各要件にチェックしてよいかどうかわからずに未記入にしている例が数多く見受けられます。このような場合、申請者への確認に時間を要したり、連絡がつかないために確認ができないようなケースが多数発生しています。仮に確認ができなかった場合は、結果的に給付金の推薦ができなくなってしまいます。したがって、上記1を参考にしつつ、できるだけチェック欄を未記入にせず、その上で念のため確認したい事項があれば申し送り事項として記入してください。

3. その他証拠書類の提出

必要とされる証拠書類については、申請時に揃わない場合でも、後で提出することとし、申請はできますので、様式1の申し送り事項にその旨を記載の上申請してください。

4. 申し込み期日について

これまで、大学内の申し込み期日については、6月12日(金)18時までとじていましたが、さしあたり、15日(月)18時まで延长了ました。これは、その後、大学から日本学生支援機構に申請する期限が6月19日となっているためですが、日本学生支援機構側は第2回目の募集を予定しています。したがって、今回の大学への申し込み期日である6月15日(月)18時に間に合わない場合でも、要件に該当し申請したい学生については学生課に提出してください。